第７号様式（第９条関係）
（その１）

| No. 120907 | | | |
|---|---|---|---|
| 収 | | | |

| 受付印 |
|---|
| 受付 第 号 27.5.29 三重県選管 |

平成 26 年分（平成 年 月 日開催分）

# 収支報告書

1 政治団体の名称（ふりがな）川崎二郎後援会

2 主たる事務所の所在地 伊賀市上野車坂町821

3 代表者の氏名 中村信通

4 会計責任者の氏名 西口和成

事務担当者の氏名 福田ふき

（電話）0595-21-3249

（電話）

| 政治団体の区分 |
|---|
| ☐ 政党 |
| ☐ 政党の支部 |
| ☐ 政治資金団体 |
| ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体 |
| ☑ その他の政治団体 |
| ☐ その他の政治団体の支部 |

| 活動区域の区分 |
|---|
| ☐ ２以上の都道府県の区域等 |
| ☑ 同一の都道府県の区域内 |

| 資金管理団体の指定の有無 |
|---|
| ☐ 有 |
| 公職の種類 |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 |
| ☑ 無 |

| 国会議員関係政治団体の区分 |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 川崎二郎 |
| 公職の種類 衆議院議員 |

| 資金管理団体の指定の期間 | | | |
|---|---|---|---|
| 平成 | 年 | 月 | 日から |
| 平成 | 年 | 月 | 日まで |

| 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 | | | |
|---|---|---|---|
| 平成 | 年 | 月 | 日から |
| 平成 | 年 | 月 | 日まで |

（その２）

# 収　支　の　状　況

## １　収支の総括表

| | | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収　入　総　額 ---------- (②+③) ① | | | | | 0 |
| （前年からの繰越額） ---------- ② | | | | | 0 |
| （本年の収入額） ---------- ③ | | | | | 0 |
| 支　出　総　額 ---------- ④ | | | | | 0 |
| 翌年への繰越額 ---------- (①−④) ⑤ | | | | | 0 |

## ２　収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|
| 金　額 ---------- | | | | 0 |
| 員　数 ---------- | | | | 0人 |

| (2) 寄　附 | | | | |

(その17)

# 資産等の状況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

(その20)

# 宣　誓　書

添付書類（別紙のとおり）

1　領収書の写し

2　監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年5月29日

政治団体の名称　川崎二郎後援会

会計責任者の氏名　西口和成　㊞

代表者の氏名
（解散年のみ記入すること）　㊞

※　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。




# 政治資金監査報告書

平成27年5月27日

川崎二郎後援会
代表中村信通　殿

登録政治資金監査人　水谷重和
登録番号　第　2626　号
研修修了年月日　平成21年6月16日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、川崎二郎後援会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書 のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、三重県伊賀市上野車坂町821において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況




が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

川崎二郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、川崎二郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以　上